



公営住宅入居申込みに必要なもの

●入居する方の必要なもの

1-①入居申込書

- ②入居者全員の**本籍記載**の住民票
 - ③収入のわかるもの（収入のある方全員の源泉徴収票や給与証明書、年金支払い通知書など）
 - ④保険証（世帯員全員分）
 - ⑤同意書（赤歌警察署長及び税務課長への照会用）
- 2 婚姻予定者及び退職予定者はその証明書⇒住宅係窓口に書類のご用意があります
 - 3 市内から市内へ住替の場合⇒地方税納付状況確認書（市営住宅入居申請用）⇒当市税務課窓口
市外から市内に転入の場合⇒納税証明書（現年課税分）確認書（過去5年間分）⇒市外税務課窓口
 - 4 入居決定後⇒請書・緊急連絡人の方の住民票（発行日から3か月以内のもの）
 - 5 鍵渡し時 ⇒家賃額の2か月分の敷金

●入居にあたっての注意事項

1 家賃

入居者の収入等に応じて毎年変更されます。そのため、毎年皆様からの収入の申告が必要となります。申告がないと、住宅の最も高い額を家賃として決めることとなります。

2 家賃の納入方法について

納付書により、市内の金融機関または、市役所で毎月末日までに納入してください。

なお、銀行口座自動振替をご活用されるよう、おすすめいたします。

3 電気、水道等について

電気、水道については、鍵の交付時に手続きが必要です。その他、郵便局、NTT等についても手続きを行ってください。

4 リース料金が必要です

給湯器、ガス漏れ警報器等がリース対応になっている住宅については、リース業者と入居者の間でリース契約を行っていただきます。

5 共益費が必要です

共同住宅では、入居者の皆様で負担しなければならない共通経費がかかります。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ①共同で使用する電灯、動力費、汚物及び塵芥の処理費 | ④排水管の清掃及びその費用 |
| ②共同で使用する消耗品等の購入費 | ⑤屋外清掃及びその費用 |
| ③団地内通路、屋根等の除排雪費及びその費用 | |

6 駐車場の使用について

駐車場のある団地について自家用車は、原則として一世帯一台のみ使用可能です。

なお家賃を滞納している場合は、保管場所使用承諾（車庫証明）は、発行しません。

7 共同生活での注意

①マンション的な構造は、上下左右間の音が響きやすい構造です。このため、カーペット、じゅうたんなどで音が響きにくくなるよう、お互い工夫、努力の程お願いいたします。
また夜中の洗濯や掃除機の使用は避けてください。

②通路・屋根等の除排雪、草取り、清掃等については、入居者の皆様で行っていただきます。
入居者同士のトラブルを避けるためにも、皆さんで協力しながら共同作業を行ってください。

③金魚や鳥かごの中で飼う小鳥等の飼育はできますが、犬、猫など近所に迷惑のかかる動物の飼育はしないでください。

④ゴミは分別し、指定の袋に入れてから定められた日に所定の場所に置いてください。

⑤冬期間は、水道の凍結を防がなければなりません。特に長期間にわたって、住宅を留守にする等、凍結の恐れのある時は、水落とし（トイレのロータンク、シャワー）をしてください。

⑥家財に対する保険は、各世帯でかけてください。

8 住宅の明渡しについて

次の事項に該当する場合は、住宅の明け渡しを請求することがあります。

①家賃を3か月以上滞納したとき。

②市の条例、規則に違反したとき。

9 その他住宅の管理、運営について

トイレ、風呂、洗面所などにあらかじめ設置されている照明設備については、市で設置しているものは器具のみであり、蛍光灯などの消耗品は当然にして個人負担となります。

『住まいのハンドブック』を参照し、各町内会・団地・自治会等のルールを守ってください。